

寄附の税制優遇措置（寄附金控除）についてのご案内

西都市社会福祉協議会（西都市社協）への寄附金は、税制優遇措置の対象となっています。所得税、住民税において、それぞれに定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。また、西都市社協は、税額控除対象法人の証明を受けています。

所得税の控除について

西都市社協への寄附は、特定寄附金に該当し、確定申告を行うことで、所得控除と税額控除から、いずれか有利な方を選択することができます。

○所得控除

(寄付金合計－2,000円)×各自の税率を年間所得から控除

高所得で税率が
高い人ほど減税
効果大

○税額控除

(寄付金合計－2,000円)×40%を所得税額から控除

税額から直接差し引く
為小口寄附にも減税効
果大

※寄附金合計の上限は、所得金額の40%となります。

※税額控除額は、その年の所得税額の25%が限度となります。

(例)年収500万円世帯における実際の減税額

	1万円の寄附	5万円の寄附	10万円の寄附
所得控除(寄附金－2,000円)×10%	800円	4,800円	9,800円
税額控除(寄附金－2,000円)×40%	3,200円	19,200円	39,200円

個人住民税（市県民税）の控除について

寄附金のうち、2,000円を超える部分について、次の率を乗じた額が、寄附をした翌年度の個人住民税（個人県民税・個人市町村民税）から税額控除されます。

(寄附金額－2,000円)×10%(県民税4%・市民税6%)を個人住民税から控除

寄附金控除を受けるためには

寄附をした翌年3月15日までに所得税の確定申告を行う必要があります。
所得税の確定申告を行わずに、個人住民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合は、お住まいの市町村において申告を行うこともできます。

寄附金控除について、よく聞く質問

質問1 寄附金控除は、年末調整で返ってくるの？

所得税の控除には、確定申告が必要となります。

質問2 確定申告で準備するものがあるの？

給与所得者の確定申告に必要なものは、以下の書類です。

- (1) 確定申告書 ※税務署で入手
- (2) お勤め先の源泉徴収票
- (3) 西都市社協発行の領収書ならびに税額控除に係る証明書（写し）
※(3)は寄附を頂いた際にお渡ししておりますので、紛失されないようご注意ください。

質問3 所得税の寄附金控除と、個人住民税の寄附金控除と、両方の手続きが必要なの？

確定申告を行うことで、両方の適用を受けることができます。個人住民税の控除のみ受けようとする場合は、お住まいの市町村窓口において申告をおこなうこともできます。

質問4 年金所得のみで、確定申告の必要がない人はどうするの？

お住まいの市町村担当窓口で住民税の申告をすることで、翌年度の県民税・市町村民税の控除を受けることができます。その場合も寄附の領収書が必要となります。

制度の詳細につきましては、最寄りの税務署にてお尋ねください。

【お問合せ】

社会福祉法人西都市社会福祉協議会

☎0983-43-3160 担当：総務課総務係